南アルプス IC 周辺土地利用基本計画策定業務委託 仕様書

(適用)

第1条

この仕様書は、山梨県県土整備部設計業務等共通仕様書(以下「共通仕様書」という)でいう特記仕様書で、南アルプス IC 周辺土地利用基本計画策定業務(以下「本業務」という)に適用する。

(業務範囲)

第2条

業務範囲については、別紙図面に示すとおりとする。

(目的)

第3条

本業務は、南アルプス IC 周辺エリアの「土地利用基本計画」の策定にあたり、市が作成する「南アルプス IC 周辺整備事業 土地活用に向けての基本的な考え方」を基に、次条の業務内容を調査研究し計画策定を行う。

なお、計画策定にあたっては、地域・地権者や市民の意向、及び高度活用計画検討委員会 等の検討内容を踏まえるものとする。

(業務内容)

第4条

以下の業務を実施し、「南アルプス IC 周辺土地利用基本計画 | を策定する。

- 1. 計画策定にあたっては、以下の目次構成案を参考として、各項目に関する調査研究を行い取りまとめるものとする。
 - ① 本プロジェクトの概要
 - ② 本地区の状況
 - ③ プロジェクトの必要性
 - ④ 土地活用の考え方
 - ⑤ 土地利用方針(ゾーニングの設定含む)
 - ⑥ 道路交通整備の方針
 - ⑦ 土地利用計画図(土地利用ゾーニング)
 - ⑧ 実現化方策の検討
 - 1) 1 事業手法の方針
 - 1) 2 土地区画整理事業導入の検討
 - ▶ 事業計画・資金計画・施工年次計画・公共施設計画・仮設計図等の立案

- 業務一括代行方式を想定した制度設計(選考方法・委託内容など)
- 1)-3 官民連携事業導入の検討
 - ▶ 事業方式・事業類型の整理(資金計画・メリット・デメリットなど)
 - ▶ 一括発注方式を想定した制度設計(選考方法・委託内容など)
- 2) 交付金活用策の方針
 - ▶ 社会資本整備総合交付金・地方創生関係交付金など
- 3) 実施体制の方針
 - ▶ 土地開発公社の設置など
- 4) 段階的整備の方針
 - ▶ 先行エリアの設定など
- 5) 法令調整の方針
 - ▶ 南アルプス市全域の土地利用方針(将来都市構造)
 - ▶ 都市計画及び農業振興のあり方と IC 周辺エリアの位置付けなど
- 6) 都市基盤整備の方針
 - ▶ 道路・水路・調整池・上水道・下水道・電気・都市ガスなど
- ⑨ 土地活用による事業効果の分析
 - ▶ 資産価値・税収・雇用・人口・経済効果など
- ⑩ 今後の進め方
- ※基本計画の構成及び業務内容等は、協議のうえ変更となる可能性あり
- 2. 高度活用計画検討委員会、説明会及び協議用の資料作成

(貸与資料)

第5条

受託者は、本業務に必要な資料及びデータ等の貸与品を受けたときは、受領書を作成して 監督員へ提出しなければならない。

1. 貸与資料

「南アルプス IC 周辺土地利用調査研究支援業務 報告書 R4.3」 「南アルプス IC 周辺土地利用検討資料作成業務 報告書 R4.1」ほか

(成果品の提出)

第6条

- 1. 提出する成果品は、以下のとおりとする。 「南アルプス IC 周辺十地利用基本計画」
- 2. 成果品の納品は、以下の媒体で提出するものとする。

本編(A4 版カラー 50 ページ程度) ・・・ 1 部 ※附属資料除く 概要版(A3 版カラー 4 ページ程度) ・・・ 1 部 電子データ(DVD-ROM) ・・・ 2 枚 ※ファイル形式:pdf 及び word

(再委託体系図の作成及び提出)

第7条

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注 者は再委託する場合には、金額・業務内容の如何にかかわらず、末端の再委託者まで反映さ せた「再委託体系図」を作成し、遺漏・誤診が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく 監督員へ提出するものとする。

また、提出した「再委託体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

(その他)

第8条

この仕様書によりがたい場合は、監督員と協議し決定するものとする。